

千葉県勤労市民プラザ設置管理条例

平成3年3月14日  
条例第14号

(設置)

第1条 本市は、勤労市民の文化の向上及び健康の増進を図り、もって福祉の増進に寄与するため、次のとおり勤労市民プラザを設置する。

名称	位置
千葉市蘇我勤労市民プラザ	千葉市中央区今井1丁目14番43号
千葉市長沼原勤労市民プラザ	千葉市稲毛区長沼原町304番地1
千葉市幕張勤労市民プラザ	千葉市美浜区若葉3丁目1番8

(施設)

第2条 勤労市民プラザの施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条第1項に規定する使用の許可並びに第7条第1項及び第2項の規定による使用の制限等に関する業務
- (2) プラザの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(使用の許可)

第5条 プラザの施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、前項の規定による使用の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) プラザの施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。

(使用の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれか該当するときは、プラザの施設の使用を制限し、若しくは停止し、第5条第1項の許可を取り消し、又はプラザからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第5条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 前条第1号から第3号に規定する使用不許可の事由が発生したとき。

- (4) プラザの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。
- 2 指定管理者は、第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が同条第2項の規定により付した条件に違反したときは、前項の規定による処分をすることができる。

（意見の聴取）

- 第7条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第6条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。
- 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第6条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

（休館日）

- 第8条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長がプラザの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。
- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
  - (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- 2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項各号に規定する休館日に開館することができる。

（使用時間）

- 第9条 プラザの使用時間（以下「使用時間」という。）は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 前条第1項ただし書きの規定は、使用時間の変更について準用する。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間に開館することができる。

（利用料金）

- 第10条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

- 第11条 指定管理者は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

- 第12条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を変換することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

- 第13条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の指定の手續等)

- 第 14 条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。
- 2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。
  - 3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
  - 4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、プラザを最も適切に管理することができるかと認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。
    - (1) 市民の平等な利用を確保するものであること。
    - (2) プラザの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。
    - (3) プラザの管理を安定して行う能力を有すること。
    - (4) プラザの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。
    - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準。
  - 5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。
  - 6 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理の基準)

- 第 15 条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、プラザの管理を行わなければならない。

(委任)

- 第 12 条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 9 月 27 日条例第 34 号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 12 月 13 日条例第 49 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 19 日条例第 6 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 8 年規則第 25 号で平成 8 年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 9 年 3 月 21 日条例第 9 号)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 9 年規則第 33 号で平成 9 年 4 月 1 日から施行。ただし、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定(別表第 1 千葉市長沼原勤労市民プラザの項施設の欄(庭球場及び運動広場に係

る部分を除く。)並びに別表第2第2項第1号及び第2号に係る部分に限る。)は、4月16日から施行)

- 2 千葉勤労者体育センター設置管理条例(昭和56年千葉市条例第35号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の千葉勤労者体育センター設置管理条例の規定によりなされた使用の許可その他の行為は、この条例による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例の相当規定によりなされた使用の許可その他の行為とみなす。

附 則(平成10年3月23日条例第3号)抄

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月24日条例第43号)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第2(第2項第4号及び第3項を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月26日条例第49号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条を第16条とし、第10条の次に2条を加える改正規定(第14条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長がしたこの条例による改正前の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例第3条第1項の許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、施行日においてこの条例による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例(以下「改正後の条例」という。)第3条に規定する指定管理者がした改正後の条例第5条第1項の許可とみなす。
- 3 改正後の条例第10条の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月12日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月16日条例第35号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第7号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月28日条例第79号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

#### 別表第1

(平成9条例9・全改、平成15条例43・一部改正、平成22条例79・一部改正)

名称	施設
千葉市蘇我勤労市民プラザ	多目的ホール、講習室、会議室、特別会議室、多目的室、和室、創作室、料理実習室、音楽室、体育館
千葉市長沼原勤労市民プラザ	多目的ホール、講習室、会議室、和室、創作室、視聴覚室、エアロビクス室、庭球場、運動広場、体育館

千葉市幕張勤労市民プラザ	多目的ホール、会議室、教養文化室、視聴覚室、職業技能講習室、体育館
--------------	-----------------------------------

別表第2

(平成17条例49・全改)

1 千葉市蘇我勤労市民プラザ

(1) 多目的ホール等使用料

区分		利用料金		
多目的ホール	一般	1日につき	56,570円	
	勤労者団体		45,250円	
第1講習室 第2講習室 (1室につき)	一般		2,500円	
	勤労者団体		2,000円	
第3講習室 第4講習室 第5講習室 (1室につき)	一般		5,120円	
	勤労者団体		4,090円	
第6講習室 第7講習室 (1室につき)	一般		9,010円	
	勤労者団体		7,200円	
会議室	全室		一般	18,030円
			勤労者団体	14,420円
	半室		一般	9,010円
			勤労者団体	7,200円
特別会議室	一般		24,450円	
	勤労者団体		19,560円	
多目的室	一般		10,260円	
	勤労者団体		8,200円	
第1和室 第2和室 (1室につき)	一般		3,850円	
	勤労者団体		3,080円	
創作室	一般		11,530円	
	勤労者団体		9,220円	
料理実習室	一般	11,530円		
	勤労者団体	9,220円		
音楽室	一般	11,530円		
	勤労者団体	9,220円		

(2) 体育館使用料

ア 個人使用

区分	2時間まで	超過1時間につき
----	-------	----------

一般	220 円	110 円
中・高校生	100 円	50 円
小学生以下	70 円	35 円

イ 専用使用

区分		利用料金		
屋内運動場	全館	一般	1 日につき	17,580 円
		勤労者団体		14,060 円
	半館	一般		8,770 円
		勤労者団体		7,010 円
エアロビクス室	一般	6,000 円		
	勤労者団体	4,800 円		

(3) 附属設備使用料

区分	金額
舞台設備その他の附属設備	種類又は品目ごとに規則で定める。

2 千葉市長沼原勤労市民プラザ

(1) 多目的ホール等使用料

区分		利用料金	
多目的ホール	一般	1 日につき	28,320 円
	勤労者団体		22,650 円
講習室	一般		6,380 円
	勤労者団体		5,100 円
会議室	一般		6,380 円
	勤労者団体		5,100 円
第 1 和室 第 2 和室 (1 室につき)	一般		3,850 円
	勤労者団体		3,080 円
創作室	一般		11,530 円
	勤労者団体		9,220 円
視聴覚室	一般		11,530 円
	勤労者団体		9,220 円

(2) エアロビクス室使用料

区分	利用料金	
一般	1 日につき	6,000 円
勤労者団体		4,800 円

## (3) 庭球場使用料

区分	1面につき2時間まで	
	クレー	オールウェザー
一般	450円	610円
小・中・高校生	300円	450円

## (4) 体育館使用料

## ア 個人使用

区分	2時間まで	超過1時間につき
一般	220円	110円
中・高校生	100円	50円
小学生以下	70円	35円

## イ 専用使用

区分		利用料金	
全館	一般	1日につき	17,580円
	勤労者団体		14,060円
半館	一般		8,770円
	勤労者団体		7,010円

## (5) 附属設備使用料

区分	金額
照明設備その他の附属設備	種類又は品目ごとに規則で定める。

## 3 千葉県幕張勤労市民プラザ

## (1) 多目的ホール等使用料

区分		利用料金		
多目的 ホール	全館	一般	1日につき	25,710円
		勤労者団体		20,560円
	半館	一般		12,850円
		勤労者団体		10,280円
特別会議室	一般	18,030円		
	勤労者団体	14,410円		
第1会議室	一般	3,850円		
	勤労者団体	3,070円		
第2会議室	一般	6,380円		
	勤労者団体	5,090円		
教養文化室(1)	一般	5,120円		

	勤労者団体	4,090 円
教養文化室（２）	一 般	3,850 円
	勤労者団体	3,070 円
視 聴 覚 室	一 般	10,260 円
	勤労者団体	8,200 円
職業技能講習室	一 般	12,600 円
	勤労者団体	10,080 円

（２）体育館使用料

ア 個人使用

区 分	2 時間まで	超過 1 時間につき
一 般	220 円	110 円
中・高校生	100 円	50 円
小学生以下	70 円	35 円

イ 専用使用

区分		利用料金	
屋内運動場	全館	一 般	1 日につき 17,580 円
		勤労者団体	14,060 円
	半館	一 般	8,770 円
		勤労者団体	7,010 円
ミーティング室	一 般	4,170 円	
	勤労者団体	3,330 円	

（３）附属設備使用料

区 分	金 額
照明設備その他の附属設備	種類又は品目ごとに規則で定める。

備考

- 1 「勤労者団体」とは、勤労者（職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいう。）が主体となって組織する団体であって、規則で定めるものをいう。
- 2 「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 3 使用時間以外の時間に使用する場合の利用料金の額は、規則で定める。
- 4 次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める額を割増料として、この表に掲げる利用料金の額に加算する。
  - (1) 使用者が入場料の類を徴収する場合 規則で定める額
  - (2) 商品の展示、宣伝等を行う場合 規則で定める額
  - (3) 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合 規則で定める額



- 5 前項の割増料が2以上重複するときは、それぞれの割増料を利用料金の額に加算する。
- 6 前4項の規定により算出された割増料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。